

# 日医工医療行政情報

<https://stu-ge.nichiiko.co.jp/>

## 2020年度診療報酬改定 疑義解釈（歯科）

作成：日医工株式会社

（公社）日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第8304号 吉井優実

監修：日医工株式会社

（公社）日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第4828号 長岡俊広

資料No.20200701-1054-3

本資料は、2020年6月30日の情報に基づき、日医工（株）が編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます

## 疑義解釈について

厚生労働省から発出された疑義解釈（2020年6月30日）について歯科の項目をとりまとめました。

- ・厚生労働省保険局医療課事務連絡『疑義解釈資料の送付について（その1）』令和2年3月31日
- ・厚生労働省保険局医療課事務連絡『疑義解釈資料の送付について（その9）』令和2年5月7日
- ・厚生労働省保険局医療課事務連絡『疑義解釈資料の送付について（その15）』令和2年6月2日
- ・厚生労働省保険局医療課事務連絡『疑義解釈資料の送付について（その20）』令和2年6月30日

※資料の作成には細心の注意を払っておりますが、原本でのご確認もお願いいたします。

# 歯科

## [疑義解釈（厚労省①2020年3月31日）]【初診料の注1】

**問1 初診料の注1に規定する施設基準で追加された院内研修について、どのような内容の研修を実施すべきか。**

（答）院内感染防止対策については、標準予防策、医療機器の洗浄・消毒・滅菌、感染性廃棄物の処理等が考えられるが、各保険医療機関の実情に応じて、実施されたい。

**問2 初診料の注1に規定する施設基準で追加された院内研修について、様式2の7「4当該保険医療機関における院内研修の実施状況」の内容について、毎回の研修においてすべて網羅していなければならないのか。**

（答）様式2の7「4当該保険医療機関における院内研修の実施状況」の内容は例示であり、各保険医療機関の実情に応じて、研修内容を決定していただきたい。

**問3 初診料の注1に規定する施設基準で追加された院内研修の講師は管理者等が実施するものでよいか。**

（答）そのとおり。

**問4 初診料の注1に規定する施設基準で追加された院内研修について、医療関係団体等が主催する研修（通信によるものを含む）に変えても差し支えないか。**

（答）差し支えない。

# 歯科

## [疑義解釈（厚労省①2020年3月31日）]【歯科疾患管理料】

**問5 区分番号「B000-4」に掲げる歯科疾患管理料の「注1」において「1回目の歯科疾患管理料は、歯科疾患の管理が必要な患者に対し、」として「継続的な」が削除されたが、歯冠補綴物の脱離に対する再装着を行い初診日で治療が完結する等、継続的な管理を行わない場合についても算定できるのか。**

（答）留意事項通知のとおり、「継続的管理を必要とする歯科疾患を有する患者（有床義歯に係る治療のみを行う患者を除く。）」が対象であり、従前のとおり。

**問6 区分番号「B000-4」に掲げる歯科疾患管理料の長期管理加算について、歯科疾患管理料を算定する月ごとに算定できるか。**

（答）算定できる。

**問7 区分番号「B000-4」に掲げる歯科疾患管理料の長期管理加算について、初診日の属する月から起算して6月を超えた時点から、必要があつて歯科疾患管理料による医学管理を開始した場合に当該加算を併せて算定できるか。**

（答）算定できる。

## [疑義解釈（厚労省⑨2020年5月7日）]【歯科疾患管理料】

**問1 区分番号「B000-4」に掲げる歯科疾患管理料の長期管理加算について、健診等からの移行で初診料の算定がなく、診療開始日から6月を超えて歯科疾患の管理及び療養上必要な指導を行った場合は、当該加算は算定できるか。**

（答）算定して差し支えない。

# 歯科

## **[疑義解釈（厚労省①2020年3月31日）]【小児口腔機能管理料、口腔機能管理料】**

**問8 留意事項通知の「当該管理計画に係る情報を文書により提供し、提供した文書の写しを診療録に添付する。」について、同月に区分番号「B000-4」に掲げる歯科疾患管理料及び文書提供加算を算定している場合であって、口腔機能管理を含めた文書提供を行っている場合に、要件を満たすものと見なして差し支えないか。**

**（答）** 歯科疾患管理料の提供文書に、口腔機能管理に係る必要な情報が含まれる場合は差し支えない。

## **[疑義解釈（厚労省⑨2020年5月7日）]【小児口腔機能管理料、口腔機能管理料】**

**問2 区分番号「B000-4-2」に掲げる小児口腔機能管理料の注1に、「歯科疾患管理料又は歯科特定疾患療養管理料を算定した患者」と規定されているが、前月以前にいずれかの管理料の算定があれば、同月に算定がなくとも小児口腔機能管理料を算定できるか。また、区分番号「B000-4-3」に掲げる口腔機能管理料についてはどうか。**

**（答）** いずれの管理料も算定して差し支えない。

**問3 区分番号「B000-4-2」に掲げる小児口腔機能管理料の注1に、歯科疾患管理料又は歯科特定疾患療養管理料を算定した患者とあるが、歯科疾患管理料又は歯科特定疾患療養管理料と併算定ができない周術期等口腔機能管理料等を算定している場合であって、歯科疾患管理料又は歯科特定疾患療養管理料の要件を満たす場合は小児口腔機能管理料を算定できるか。また、区分番号「B000-4-3」に掲げる口腔機能管理料についてはどうか。**

**（答）** いずれの管理料も算定できない。

# 歯科

## [疑義解釈（厚労省①2020年3月31日）]【歯科特定疾患療養管理料】

**問9 区分番号「B002」に掲げる歯科特定疾患療養管理料の対象疾患として三叉神経ニューロパチーが追加されたが、区分番号「D013」に掲げる精密触覚機能検査を実施した患者が対象となるか。**

（答）区分番号「D013」に掲げる精密触覚機能検査等により歯科医学的に三叉神経ニューロパチーと診断された患者が対象である。

**問10 区分番号「B002」に掲げる歯科特定疾患療養管理料による管理を行っている患者であって、口腔機能低下症又は口腔機能発達不全症が疑われるものに対して、診断を目的として区分番号「D011-2」に掲げる咀嚼能力検査、区分番号「D011-3」に掲げる咬合圧検査又は区分番号「D012」に掲げる舌圧検査を行った場合に算定できるか。**

（答）算定できる。

## [疑義解釈（厚労省⑨2020年5月7日）]【新製有床義歯管理料】

**問4 区分番号「B013」に掲げる新製有床義歯管理料の「2 困難な場合」について、総義歯又は9歯以上の局部義歯の装着を行う場合には、咬合関係に関わらず算定してよいか。**

（答）算定して差し支えない。

**問5 区分番号「B013」に掲げる新製有床義歯管理料の「2 困難な場合」について、新義歯の対顎に総義歯又は9歯以上の局部義歯が装着されている場合、新たに義歯を装着する義歯の歯数に関わらず算定できるか。**

（答）9歯未満の局部義歯を新製する場合には算定できない。

# 歯科

## [疑義解釈（厚労省①2020年3月31日）]【歯周病検査】

**問11 「歯肉の発赤・腫脹の状態及び歯石の沈着の有無等により歯周組織の状態の評価を行い、歯周基本治療を開始して差し支えない。」とあるが、この場合において、歯周病検査の費用は別に算定できるのか。**

（答）算定できない。

**問12 「歯肉の発赤・腫脹の状態及び歯石の沈着の有無等により歯周組織の状態の評価を行い、歯周基本治療を開始して差し支えない。」とあるが、この場合において、スケーリング・ルートプレーニングも対象となるか。**

（答）スケーリングに限る。ただし、スケーリング終了後、歯周病検査を実施した場合はその限りではない。

## [疑義解釈（厚労省⑨2020年5月7日）]【歯周病検査】

**問6 区分番号「D002」に掲げる「歯周病検査」の留意事項通知（9）に、「やむを得ず患者の状態等により歯周ポケット測定等が困難な場合は、歯肉の発赤・腫脹の状態及び歯石の沈着の有無等により歯周組織の状態の評価を行い、歯周基本治療を開始して差し支えない。」と示されているが、歯周ポケットの値を測定せずに区分番号「I011-2」に掲げる歯周病安定期治療**

**（I）や区分番号「I011-2-3」に掲げる歯周病重症化予防治療は算定できるか。**

（答）算定できない。それぞれの治療を開始するにあたり歯周病検査は必要である。

# 歯科

## [疑義解釈（厚労省①2020年3月31日）]【小児口唇閉鎖力検査】

**問13 「小児口唇閉鎖力検査とは、口唇閉鎖力測定器を用いて、口唇閉鎖力を測定する検査をいう。」とあるが、口唇閉鎖力測定器とは具体的にどのようなものが該当するのか。**

（答）医療機器の一般的名称が「歯科用口唇筋力固定装置」であって、添付文書（又は取扱説明書）の使用目的上、口唇閉鎖力を測定する装置であることが記載されている装置が該当する。

## [疑義解釈（厚労省⑨2020年5月7日）]【小児口唇閉鎖力検査】

**問7 区分番号「D011-4」に掲げる小児口唇閉鎖力検査の留意事項通知（2）について、「口腔機能の発達不全が疑われる患者」とあるが、15歳未満の患者が対象となるのか。**

（答）そのとおり。ただし、口腔機能発達不全症にかかる一連の管理が継続している間に限り、18歳になるまでの間は算定して差し支えない。

**問8 令和2年3月31日の疑義解釈（その1）の問13において、「医療機器の一般的名称が「歯科用口唇筋力固定装置」であって、添付文書（又は取扱説明書）の使用目的上、口唇閉鎖力を測定する装置であることが記載されている装置」とされているが、歯科用口唇筋力固定装置として医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく届出がなされている機器であって、口唇閉鎖力を測定できるものを用いた場合、当該検査を算定できるか。**

（答）差し支えない。



# 歯科

## [疑義解釈（厚労省①2020年3月31日）]【睡眠時歯科筋電図検査】

問14 「検査の実施に当たっては、「筋電計による歯ぎしり検査の基本的な考え方」（令和2年3月日本歯科医学会）を遵守すること。」とあるが、当該検査の結果が経過観察に該当する場合において、区分番号「I 0 1 7」に掲げる口腔内装置の「注」に規定する歯ぎしりに対する口腔内装置を製作した際の費用は算定できるか。

（答）算定できない。

問15 「夜間睡眠時の筋活動を定量的に測定した場合に、一連につき1回に限り算定する。」とあるが、一連につきとはどのように取扱うのか。

（答）当該検査に当たって、診断を目的として必要に応じて複数回の検査を実施する場合は一連として取扱う。

# 歯科

## 【疑義解釈（厚労省⑨2020年5月7日）】【画像診断】

**問9** 他の保険医療機関からの紹介又は歯科用3次元エックス線断層撮影の必要性が十分に認められる場合等において、歯科用エックス線撮影又は歯科パノラマ断層撮影を行わずに、第一選択として歯科用3次元エックス線断層撮影を算定できるか。

（答）歯科疾患の診断に際して、各撮影方法を比較考慮した結果、歯科用3次元エックス線断層撮影を第一選択とした場合は算定して差し支えない。

## 【歯科口腔リハビリテーション料】

**問10** 区分番号「H001-2」に掲げる歯科口腔リハビリテーション料1の留意事項通知（2）に、「「1の口 困難な場合」とは、区分番号「B013」に掲げる新製有床義歯管理料の（3）に掲げる場合をいう。」とあるが、既に装着されている有床義歯を含めて判断するのか。

（答）そのとおり。

# 歯科

## 【疑義解釈（厚労省①2020年3月31日）】【象牙質レジンコーティング】

**問16 区分番号「I 0 0 1 - 2」に掲げる象牙質レジンコーティングについて、歯冠修復物が脱離し、再装着を行う場合に算定してよいか。**

（答）区分番号「M 0 0 1 の 1」に掲げる生活歯歯冠形成を行った場合に算定できるものであり、算定できない。

**問17 区分番号「I 0 0 1 - 2」に掲げる象牙質レジンコーティングの「注」に「当該補綴に係る補綴物の歯冠形成から装着までの一連の行為につき1回に限り算定する。」とあるが、いつ行えばよいのか。**

（答）歯冠形成直後に行うのが望ましい。

**問18 区分番号「I 0 0 1 - 2」に掲げる象牙質レジンコーティングの留意事項に「歯科用シーリング・コーティング材を用いてコーティング処置を行った場合に、1歯につき1回に限り算定する。」とあるが、具体的にどのようなものが該当するのか。**

（答）医療機器の一般的名称が「歯科用シーリング・コーティング材」であって、添付文書（又は取扱説明書）の使用目的上、象牙細管の封鎖が可能であることが記載されているものが該当する。

**問19 区分番号「I 0 0 1 - 2」に掲げる象牙質レジンコーティングについて、補綴物に対する歯冠形成から装着までの治療期間中に区分番号 I 0 0 2 に掲げる知覚過敏処置を行い、後日同一歯に対して、当該期間中に象牙質レジンコーティングを行った場合、算定できるか。**

（答）算定できない。

# 歯科

## [疑義解釈（厚労省①2020年3月31日）]【歯周病重症化予防治療】

問20 区分番号「I 0 1 1 - 2 - 3」に掲げる歯周病重症化予防治療の留意事項通知（6）について、「2回目の歯周病検査の結果、」とあるが、2回目の歯周病検査終了後再スケーリングを行っていた場合であって、3回目以降の再評価のための歯周病検査を行い、歯周病重症化予防治療を開始した場合は同様の取扱いになるのか。

（答） そのとおり。

問21 区分番号「I 0 1 1 - 2 - 3」に掲げる歯周病重症化予防治療の留意事項通知（1）について、「歯周病検査の結果、歯周ポケットが4ミリメートル未満の患者」とあるが、区分番号「D 0 0 2」に掲げる歯周病検査の「1 歯周基本検査」又は「2 歯周精密検査」を行った患者が対象と考えてよいか。

# 歯科

## 【疑義解釈（厚労省①2020年3月31日）】【根管内異物除去】

**問22 区分番号「I 0 2 1」に掲げる根管内異物除去の手術用顕微鏡加算について、「なお、歯根の長さの根尖側2分の1以内に達しない残留異物を除去した場合は算定できない。」とあるが、残留異物の一部が歯根の長さの根尖側2分の1以内に達している場合は算定できるか。**

（答）算定できる。

## 【非経口摂取患者口腔粘膜処置】

**問23 区分番号「I 0 3 0 - 2」に掲げる非経口摂取患者口腔粘膜処置の留意事項（1）について、「口腔の剥離上皮膜の除去を行った場合」とあるが、具体的にどのような処置を行った場合に算定できるのか。**

（答）経管栄養等を必要とする患者の剥離上皮膜（剥離した口腔粘膜上皮と唾液、炎症性細胞や細菌の集積からなるもの。）の除去を行った場合に算定できる。単なる日常的口腔清掃のみを行った場合は算定できない。

**問24 区分番号「I 0 3 0 - 2」に掲げる非経口摂取患者口腔粘膜処置の留意事項（1）について、「口腔の剥離上皮膜の除去を行った場合」とあるが、当該処置を算定する場合の診療報酬明細書の「傷病名部位」欄の傷病名は「口腔剥離上皮膜」と記載するのか。**

（答）そのとおり。

# 歯科

## **[疑義解釈（厚労省①2020年3月31日）]【広範囲顎骨支持型装置埋入手術】**

**問25 新設された「6歯以上の先天性部分無歯症又は3歯以上の前歯永久歯萌出不全（埋伏歯開窓術を必要とするものに限る。）」について、第13部歯科矯正に係る保険診療を行った患者が対象となるのか。**

（答） そのとおり。

## **[疑義解釈（厚労省⑨2020年5月7日）]【歯科麻酔管理料】**

**問11 自治体や地域の歯科医師会が開設する障害児（者）等を対象とする医療機関であり常勤歯科医師の配置が困難である場合に、区分番号「K004」に掲げる歯科麻酔管理料を算定できるか。**

（答） 医療機関の現況（開設者、管理者、診療時間、非常勤歯科医師数及び勤務体制、当該医療機関が対象とする患者、診療内容等）と常勤歯科医師の配置が困難である理由を記載した理由書を地方厚生（支）局長に提出し、当該施設基準該当の適否について判断を求める。なお、麻酔前後の診察については留意事項通知のとおり。

**問12 区分番号「K004」に掲げる歯科麻酔管理料の留意事項通知（2）に、「なお、この場合において、緊急の場合を除き、麻酔前後の診察は、当該麻酔を実施した日以外に行われなければならない。」と示されているが、当該麻酔管理料は、医科点数表の区分番号「L008」に掲げるマスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔を行った日に算定するのか。**

（答） 麻酔実施日と同日に算定する。なお、麻酔後の診察を同日に実施する場合には算定できない。

**問13 区分番号「K004」に掲げる歯科麻酔管理料の留意事項通知（2）の「専ら歯科麻酔を担当する歯科医師」は、外来業務との兼務は可能か。**

（答） 勤務時間の大部分を麻酔に従事している歯科医師であり、外来業務との兼務は問わない。

# 歯科

## [疑義解釈（厚労省⑨2020年5月7日）]【補綴時診断料】

**問14 区分番号「M000」に掲げる補綴時診断料の留意事項通知（3）について、人工歯を用いず、即時重合レジン等で増歯をした場合に算定できるか。**

（答）算定して差し支えない。

## 【CAD/CAM 冠】

**問15 施設基準として届出を行ったCAD/CAM 装置について機器の変更の都度、届出が必要か。**

（答）届出は不要。ただし、保険医療機関において、使用するCAD/CAM 装置について、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく届出が行われている機器であること、CAD/CAM 冠用材料との互換性が制限されない機器であること等について確認すること。

## 【咬合印象】

**問16 区分番号「M003-3」に掲げる咬合印象の留意事項通知について、「臼歯部における垂直的咬合関係を有する臼歯の歯冠修復（単独冠に限る。）」とあるが、歯冠形成を行った歯の対顎が欠損であって、義歯等の人工物で垂直的咬合関係を有している患者については対象となるか。**

（答）対象となる。

**問17 区分番号「M003-3」に掲げる咬合印象の留意事項通知について、「臼歯部における垂直的咬合関係を有する臼歯の歯冠修復（単独冠に限る。）」とあるが、複数歯を単独冠の歯冠形成した場合であって、歯冠形成後も垂直的咬合関係を有している患者については対象となるか。また、その場合どのように算定すれば良いか。**

（答）対象となる。なお、歯冠形成した歯数分算定して差し支えない。

## [疑義解釈（厚労省①2020年3月31日）]【充填】

**問26 区分番号「M009」に掲げる充填の留意事項通知（8）について、ファイバーポストを用いた場合、特定保険医療材料料は別に算定できるか。**

（答）算定できる。なお、ファイバーポストの特定保険医療材料料は1歯あたり1本に限り算定できる。

## [疑義解釈（厚労省⑨2020年5月7日）]【有床義歯】

**問18 区分番号「M018」に掲げる有床義歯の留意事項通知（13）において、「他の保険医療機関において、6月以内に有床義歯を製作していないことを患者に確認した場合」が追加されたが、患者に口頭にて確認を行った場合における摘要欄記載は必要か。**

（答）摘要欄への記載は求めている。

## [疑義解釈（厚労省①2020年3月31日）]【特定保険医療材料】

**問27 特定保険医療材料の機能区分の見直しにおいて、「CAD/CAM冠用材料（Ⅲ）を大白歯に使用した場合は、製品に付属している使用した材料の名称及びロット番号等を記載した文書（シール等）を保存して管理すること（診療録に貼付する等）。」とされたところ、既に流通している従前のCAD/CAM冠用材料（Ⅱ）のロット番号等を記載した文書（シール等）を、CAD/CAM冠用材料（Ⅲ）のものとして扱ってよいか。**

（答）差し支えない。

## [疑義解釈（厚労省⑮2020年6月2日）]【特定保険医療材料】

**問1 「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」のⅡの4の059「純チタン2種」（以下、「純チタン」という。）について、鋳造用ではなくCAD/CAM用の材料を用いた場合は算定できるか。**

（答）算定できない。

**問2 純チタンで作製した全部金属冠について、歯冠形成はどのように算定するのか。**

（答）区分番号「M001」に掲げる歯冠形成の「1のイ 金属冠」又は「2のイ 金属冠」により算定する。

**問3 純チタンで作製した全部金属冠について、装着はどのように算定するのか。**

（答）区分番号「M005」に掲げる装着の「1 歯冠修復」により算定する。

**問4 純チタンで作製した全部金属冠について、区分番号「M000-2」に掲げるクラウン・ブリッジ維持管理料は対象となるか。**

（答）なる。



## 【疑義解釈（厚労省⑮2020年6月2日）】 【診療報酬明細書の記載要領】

**問1 別表 I 「診療報酬明細書の「摘要」欄への記載事項等一覧」により示されている診療報酬明細書の「摘要」欄に記載する事項等について、電子レセプト請求による請求の場合は令和 2 年 10 月診療分以降については該当するコードを選択することになったが、令和 2 年 9 月診療分以前の電子レセプト又は書面による請求を行う場合においても、当該一覧の「左記コードによるレセプト表示文言」のとおり記載するのか。**

（答）必ずしも当該文言のとおり記載する必要はないが、その旨が分かる記載又は当該診療に係る記載事項であることが分かる記載とすること。

## 【疑義解釈（厚労省⑳2020年6月30日）】 【療養の給付と直接関係ないサービス等】

**問1 令和 2 年 7 月 1 日から医薬品・化粧品小売業等において、プラスチック製買物袋の有料化が必須となるが、保険薬局において、薬剤又は治療材料等の支給を行う場合に、一部負担金とは別にプラスチック製買物袋の費用を徴収することは、「保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則」に抵触するか。**

（答）患者に交付するプラスチック製買物袋に係る費用は、療養の給付と直接関係ないサービス等の費用に該当するため、抵触しない。ただし、この場合、予め患者に対し、サービスの内容や料金等について明確かつ懇切に説明し、同意を確認の上徴収するなど「療養の給付と直接関係ないサービス等の取扱いについて」（平成 17 年 9 月 1 日保医発第 0901002 号）に従い運用すること。

**問2 保険医療機関において、薬剤又は治療材料等の支給を行う場合に、一部負担金とは別に自主的取組としてプラスチック製買物袋の費用を徴収することは、「保険医療機関及び保険医療養担当規則」に抵触するか。**

（答）保険医療機関自体の自主的取組としてプラスチック製買物袋の費用を徴収する場合についても、問 1 と同様に取り扱って差し支えない。（なお、保険医療機関内に設置された別法人による小売業者は、プラスチック製買物袋の有料化が必須である。）

**問3 令和 2 年 3 月 23 日付の一部改正通知において、療養の給付と直接関係ないサービス等の具体例として「保険薬局における患者等への薬剤の持参料及び郵送代」及び「保険医療機関における患者等への処方箋及び薬剤の郵送代」が記載されているが、衛生材料又は保険医療材料の持参料及び郵送代も同様に、患者から徴収してよいのか。**

（答）保険医療機関又は保険薬局における患者等への衛生材料又は保険医療材料の持参料及び郵送代についても、薬剤と同様に取り扱って差し支えない。

本資料は、2020年6月30日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。